

一般社団法人明新会定款施行規定

第1章 総則

(目的)

第1条 本規定は、一般社団法人明新会定款(以下、「定款」という。)第3章の会員に関する事項その他定款の施行に必要な事項を定める。

(事務局)

第2条 定款第2条の事務所を「事務局」と呼称し、福井市文京2丁目8番30号 福井県立藤島高等学校内に置く。

(事業)

第3条 一般社団法人明新会(以下、「本会」という。)は、定款第3条の目的のほか会員の親睦、相互扶助のため、定款第4条の事業を行う。

- (1) 会員名簿の発行
- (2) 会報の発行
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業を理事会決議に基き行う。

第2章 委員会

(常任委員会の名称と任務)

第4条 本会の事業をおこなうため、以下の常任委員会を設置する。

- (1) 通常総会実行委員会

通常総会行事の運営及びこれに関連する業務を理事会並びに事務局と連携して行うこと

- (2) 会報委員会

- ① 会報の編集及び発行に関する事項
- ② 会員、支部、同期会などの活動状況、その他の広報に関する事項
- (3) 名簿委員会
 - ① 会員名簿の整備及び発行に関する事項
 - ② 前号の任務を遂行するため収集した個人情報の取扱い及び管理並びに個人情報の管理に関する細則の制定に関する事項
- (4) 財務委員会

会費の徴収及び予算の執行並びにこれらの任務遂行に必要な細則の制定に関する事項
- (5) 資料委員会
 - ① 資料の収集、整理及び展示に関する事項
 - ② 無形資料の記録及び保存に関する事項
 - ③ 寄贈された図書、絵画、その他の物品の受入、整理、保存及び展示に関する事項
- (6) IT委員会

ホームページの運営及び管理に関する事項
- 2 理事会は、その決議に基づき上記常任委員会以外の委員会を設置することができる。

(委員)

- 第5条 委員会の委員は、理事会決議により、会員の中から選任し、理事長が委嘱する。但し、総会実行委員は、原則として、当該総会の開催年度において卒業後満27年に達する会員の中から選任する。
- 2 委員の任期は、その任務が完了するまでとするが、辞任などによる改任を妨げない。

- 3 本会の各理事は、理事会決議に基き、各委員会の委員となることができる。
総会実行委員会の理事たる委員は、当該総会の開催年度において卒業後満27年に達する会員であることを要しない。
- 4 委員たる理事(以下、「担当理事」という。)は、その事務を理事として所管し、事務執行状況を理事会に報告する。

(委員長、副委員長)

- 第6条 委員会は、委員の互選により、委員長を指名する。委員長は、副委員長を指名する。
- 2 委員長は、委員会の会議の議長となり、委員会の事務を総理する。
 - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき委員長の職を代行する。

第3章 表彰、慶弔

(表彰、慶弔)

- 第7条 会員に対する表彰、慶弔に関する事項については、理事会が定める細則による。

第4章 補則

(施行期日)

- 第8条 この規定の施行日は、定款附則1の定款施行期日と同一とする。

以上